

## 札幌市若者支援施設の使用承認等に係る審査基準

札幌市若者支援施設の使用承認等を行う場合の審査基準及び申請に対し処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）は本基準表による。

なお、表中、「条例」とは「札幌市若者支援施設条例」、「規則」とは「札幌市若者支援施設条例施行規則」及び「取扱要領」とは「札幌市若者支援施設使用承認等事務取扱要領」を指す。

(審査基準表)

使用承認等の範囲	審　　査　　基　　準	標準処理期間
条例第5条第1項に基づく使用承認	<p>1 規則第2条第1項に規定する利用証申込書が、取扱要領第3条第1項に規定する受付期間内に提出されていること。</p> <p>2 使用しようとする者が、条例第4条第1号又は第2号の規定に該当する者であること。</p> <p>3 条例第10条により使用を不承認とすべき以下に例示するような事由（使用不承認事由）が存しないこと。</p> <p>(1) 条例第10条第1号に該当する場合の例</p> <p>ア 犯罪行為又は犯罪を讃え、煽り、そそのかす等の行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。</p> <p>イ 暴力団又はその構成員が使用しようとするとき。</p> <p>ウ わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うため使用しようとするとき。</p> <p>(2) 条例第10条第2号に該当する場合の例</p> <p>ア 硬球の球、槍、矢等を投げる、射的を行う、スパイク靴を使用する等建物の壁面、床面、窓ガラス、備品、天井等を傷つけるおそれが高い行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき</p> <p>イ 危険物の使用を伴う事業を行うため使用しようとするとき。</p>	原則として利用証申込書の提出された日中とする。

(審査基準表)

使用承認等の範囲	審　　査　　基　　準	標準処理期間
条例第5条第1項に基づく使用承認	<p>ウ 調理室等、特に火の使用を認められている室以外の室を火の使用を伴う事業のため使用しようとするとき。</p> <p>(3) 条例第10条第3号に該当する場合の例</p> <p>ア 音、におい、振動等により他の使用者に耐え難い苦痛をもたらすような行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。</p> <p>イ 自ら使用する実際の必要がないにもかかわらず使用承認の申込みをしている場合</p> <p>ウ その他若者支援施設の設置目的に照らし市長が特に好ましくないと認めること。</p>	
条例第5条第2項に基づく使用承認	<p>1 規則第2条第3項に規定する使用承認申請書が、取扱要領第3条第2項に規定する受付期間内に提出されていること。</p> <p>2 使用しようとする日、時間及び室について、使用の妨げとなる以下のような事由（使用障害事由）が存しないこと。</p> <p>(1) 既に他の申請者に対し使用承認をしている場合。</p> <p>(2) 若者支援施設の主催事業の実施会場として使用することとなっている場合</p> <p>(3) 若者支援施設の改修工事等の施工のため、一般の使用に供することが危険又は困難な場合</p> <p>3 条例第10条により使用を不承認とすべき以下に例示するような事由（使用不承認事由）が存しないこと。</p> <p>(1) 上記条例第5条第1項に基づく使用承認の審査基準3の(1)から(3)の規定の例</p> <p>(2) 取扱要領第4条第2項第2号に規定する</p>	原則として使用承認申請書の提出された日中とするが、申込者が使用承認の申込と同時に施行規則第8条ただし書に規定する販売行為等の承認を申請しているときは、その翌週の同じ曜日の日（その日が受付日でないときはその翌日）までの間とする。

(審査基準表)

使用承認等の範囲	審　　査　　基　　準	標準処理期間
条例第5条第2項に基づく使用承認	限度を超えて申込をしようとするとき。 4 条例第5条第3項ただし書きに規定する条件として、中学生以下の児童が使用するときは、保護者又はこれに代わる18歳以上の者（高校生を除く）が同席すること。	
条例第6条第2項に基づく使用料の減額又は免除	条例及び規則に基づく取扱要領第5条に規定する場合に該当すること。	原則として使用料減額（免除） 申請書の提出された日から翌週の同じ曜日の日（その日が受付日でないときはその翌日）までの間とする。
条例第7条に基づく使用料の還付	条例及び規則に基づく取扱要領第7条に規定する場合に該当すること。	原則として使用料還付申請書の提出された日から14日以内とする。
条例第9条に基づく特別設備等の承認	1 設置しようとする設備の設置又は撤去の際に、若者支援施設の建物や備品を傷つけるおそれがないこと。 (例) 設置の際に床面や壁面にドリル等で穴を開けて固定しなければならないものや撤去の際に床板がはがれる可能性が高いものの設置は承認しない。 2 搬入しようとする物件の形状、大きさ、重量、消費電力等が若者支援施設の構造、要領等に適合していること。 (例) 物件が大きすぎて搬入搬出の際に出入口又は廊下の壁面を傷つけるもの、通常の使用によって若者支援施設の電力容量を超える電	原則として特別設備等承認申請書の提出された日とする。

(審査基準表)

使用承認等の範囲	審査基準	標準処理期間
条例第9条に基づく特別設備等の承認	力を消費するもの、その他若者支援施設の管理運営上支障がある物件の搬入は承認しない。	
規則第8条ただし書きに基づく販売行為等の承認	条例及び規則に基づく取扱要領第10条に規定する場合に該当すること。	原則として販売行為等承認申請書の提出された日から翌週の同じ曜日の日（その日が受付日でないときはその翌日）までの間とする。
指定管理者が管理を代行する場合の取扱い	指定管理者に若者支援施設の管理を行わせる場合におけるこの基準の適用については、これらの規定中、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。	